

品川区適応指導教室設置要綱

制定	平成9年4月1日	教育長決定
改正	平成14年4月1日	要綱第7号
改正	平成19年4月1日	要綱第8号
改正	平成21年4月1日	要綱第7号
改正	平成27年3月31日	要綱第8号
改正	平成28年3月31日	要綱第29号
改正	平成28年5月31日	要綱第52号
改正	平成30年3月30日	要綱第21号
改正	平成31年3月29日	要綱第10号
改正	令和2年3月23日	要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区適応指導教室（以下、「適応指導教室」という。）の設置および運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 適応指導教室は、品川区立学校に在籍する児童・生徒のうち、主に心理的な要因等により、登校できない状態にある者に対して、自発的な学習や市民科における資質と能力の育成を目指した体験的な活動の場を提供し、あわせて教育相談等を行い、学校への復帰を含めた社会的な自立ができるように支援することを目的とする。

(名称および場所)

第3条 適応指導教室の名称および場所は、次の通りとする。

名称	場所
マイスクール八潮	品川区八潮5丁目2番1号 旧八潮北小学校内
マイスクール五反田	品川区西五反田6丁目5番1号 教育総合支援センター内
マイスクール浜川	品川区東大井3丁目18番34号 浜川中学校内

(運営機関)

第4条 適応指導教室の運営は、品川区教育委員会事務局教育総合支援センターがあたる。

2 適応指導教室に、原則として次の職員を置く。

専任

- (1) 教室長 (品川区教育委員会会計年度任用職員取扱規程に定める教育相談員または東京都会計年度任用職員・非常勤教諭で元学校管理職。主として適応指導教室の運営全般に関わる事項)
- (2) 指導員 (品川区教育委員会会計年度任用職員取扱規程に定める教育相談員または東京都会計年度任用職員・非常勤教諭等。主として指導・教育相談に関わる事項)
- (3) 教育心理相談員 (臨床心理士等。主として教育相談に関わる事項)

兼任および協力体制（教育総合支援センター）

- (1) 学校経営監（元学校管理職。主として適応指導教室運営に関わる指導・助言）
- (2) 学校経営指導員（元学校管理職。主として適応指導教室運営に関わる指導・助言）
- (3) 教育心理相談員（臨床心理士等。主として教育相談に関わる事項）
- (4) 事務職員（主として事務に関わる事項）

（連絡協議会）

第5条 適応指導教室の運営に関する事項について、調査・研究を行うため、適応指導教室連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 連絡協議会の構成員は、教育総合支援センター長が指名する。
- 3 連絡協議会は、教育総合支援センター長が必要に応じて開催を決定する。

（開設期間および時間）

第6条 適応指導教室の開設期間および時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から翌年3月31日まで（但し、長期休業中の開設については、原則として学校の休業期間に準ずる。）とする。
- (2) 開設日は、原則として月曜から金曜日までとする。
- (3) 開設時間は、原則として午前9時から午後4時までの間とする。

（対象者）

第7条 入室の対象者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 品川区立学校の児童・生徒で、主に心理的要因等により不登校の状態にあり、本人および保護者が入室を希望する者。
- (2) (1)のうち、在籍校の校長（以下「校長」という。）が、入室することが適当であると判断した者。

（入室および学校復帰の手続き）

第8条 入室、退室および休止を希望するものは、以下の手続きを経るものとする。

- (1) 校長は、入室することが適当と判断した児童・生徒について、「見学申込書」（様式1）を教育総合支援センター長に提出する。
- (2) 見学後、適応指導教室で継続した相談等を希望する児童・生徒の保護者は、「申込書」（様式2、上段）を在籍校の校長に提出する。
- (3) 校長は、「体験通室申込書」（様式2、下段）に児童・生徒の状況を記入し、教育総合支援センター長に提出する。
- (4) 教育総合支援センター長は、入室判断会を開催し、入室の適否を決定する。
- (5) 教育総合支援センター長は、入室判断会の結果を、校長および保護者に「入室判断会の結果について」（様式3）をもって通知する。
- (6) 適応指導教室に入室を希望する児童・生徒の保護者は、「入室申込書」（様式4、下段）を在籍校の校長に提出する。
- (7) 校長は、「入室申請書」（様式4、上段）を記入のうえ、教育総合支援センター長に提出する。
- (8) 教育総合支援センター長は、「入室申請書」の受理をもって入室を承認する。
- (9) 在籍校に復帰のため等により、退室を希望する児童・生徒の保護者は、「同意書」（様式5、下段）を校長に提出する。
- (10) 校長は、「退室申請書」（様式5、上段）を記入し、教育総合支援センター長に提出する。

(11) 校長は、「体験通室申込書」または「入室申請書」を提出している児童・生徒のうち、通室の一時休止を希望する児童・生徒がいる場合は保護者等と相談の上「通室休止届」（様式6）を教育総合支援センター長に提出する。

(12) 校長は、前号の「通室休止届」を提出した児童・生徒のうち、通室の再開を希望する児童・生徒がいる場合は保護者等と相談の上「通室再開届」（様式7）を教育総合支援センター長に提出する。

（入室判断会）

第9条 入室判断会は、定期的を開催する。なお、入室判断会は、教育総合支援センター長、指導主事、在籍校の校長および担任、適応指導教室教育心理相談員、指導員等で構成し、教育総合支援センター教育事務係がその事務を行う。

（指導内容）

第10条 適応指導教室の指導内容は、原則として次のようにする。ただし、必要があると認めるときには、学校や家庭を巡回して支援（以下、「アウトリーチ」という。）を行うことができる。

- (1) 学習習慣および学習方法の確立と学力の伸長補充に関わる教科指導
- (2) 市民科における資質と能力の育成指導
- (3) 教育相談
- (4) その他、個々の社会的自立に向けた課題に対する指導

2 前項ただし書きに規定するアウトリーチの対象は、次に定める児童・生徒とする。

- (1) 不登校であるが、適応指導教室に通室していない児童・生徒
- (2) 適応指導教室に通室し、学校への復帰に向けた準備として学校に登校しようとする児童・生徒
- (3) その他、教育総合支援センター長が必要と認めた児童・生徒

3 アウトリーチの要請に関わる手続きについては、

- (1) 校長は、アウトリーチが必要であると判断した児童・生徒について、「アウトリーチ申込書」（様式8）を、原則として2週間前までに教育総合支援センター長に提出する。
- (2) 教育総合支援センター長は、実施判断会を開催し、アウトリーチの実施の適否を決定する。
- (3) アウトリーチにおける児童・生徒の状況については、毎回アウトリーチ終了後管理職に報告する。あわせて実施後2週間以内に「アウトリーチ状況報告書」（様式9）をもって、校長に報告する。

（指導員等）

第11条 指導員等は、教育長の任命による。

（児童・生徒の学籍等）

第12条 児童・生徒の学籍は、次の通りとする。

- (1) 児童・生徒の学籍は、在籍校に置く。
- (2) 児童・生徒の指導要録は、在籍校で作成する。

（出席状況等の報告）

第13条 児童・生徒の通室状況については、適応指導教室から毎月「通室状況報告書」（様式10）をもって校長に報告する。

（通室経路）

第14条 入室時に、児童・生徒および保護者は通室経路を確認し、校長が指定する。

(事故・傷病等)

第15条 指導時間内および通室の往復時における児童・生徒の事故および傷病については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付をもって対処する。

(その他)

第16条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。